

第6章 子どもの貧困対策計画

1 基本方針

かけがえのない遠野の宝である“わらすっこの笑顔”を現在から将来にわたって守り、全ての子ども達が自分の将来に希望をもつことのできる地域社会の構築を目指します。

(1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会の実現

改正後の法律の目的を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの現在及び未来を見据えた対策を実施するとともに、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、地域の将来、ひいては我が国を支える人材に成長していけるよう、子どものことを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築

子どもの貧困対策を進めるに当たり、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握したうえで、適切な支援へつないでいくとともに、乳幼児期から義務教育、高等教育、就職へと、子どものライフステージに応じた課題発見と支援を切れ目なくつなげていくことが必要です。

そのため、母子保健サービス、幼児教育・保育、学校における支援、地域子育て支援、居場所の提供・学習支援、保護者の就労・生活支援等の関係機関が有機的に連携する支援体制の構築を図ります。

また、市において、福祉や教育等の取組の過程で得られた個別の子どもの状況に関する情報を活用することにより、支援を要する子どもとその保護者を広く把握し、国、県、他市町村、民間企業・団体、地域住民等との連携のもと、地域の実情を踏まえた効果的な取組を展開します。

(3) 支援が届いていない、又は届きにくい子どもと家庭へ配慮した対策の推進

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したまらない等の状況が見られます。

また、親の病気、子どもやその親の障がい、家族の世話に追われる子ども（ヤングケアラー）、外国籍のため日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意しなければなりません。

こうした子どもたちや家庭を早期に発見し対策を講じていくため、工夫を凝らした支援制度の周知や、分かりやすい窓口サービスの提供等の支援体制づくりに努めます。

2 基本的方向性

子どもの貧困対策の推進にあたっては、世帯の収入状況に関わらず等しく教育を受ける機会が保障され、毎日の生活が経済面のみならず、心身ともに安定して送れることが「鍵」となります。そのためには、親の就労状況の安定していることが望ましく、世帯の状況に応じて公的な支援も活用しながら経済基盤が保たれることが重要となります。

市では、国の大綱、県の貧困対策推進計画を踏まえ、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労支援」及び「経済的支援」を重点施策として位置付け、取組を進めます。

【重点施策1 教育の支援】

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、地域の発展、ひいては国の成長・発展にもつながります。

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、経済環境や様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や相談体制の充実、経済的支援等を行います。

【重点施策2 生活の支援】

子どもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。しかしながら、貧困の状況にある家庭や子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困窮状態に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、子ども及びその保護者との交流の機会等にもつながる居場所づくりの支援等、生活の安定に資するための施策を推進します。

【重点施策3 保護者の就労支援】

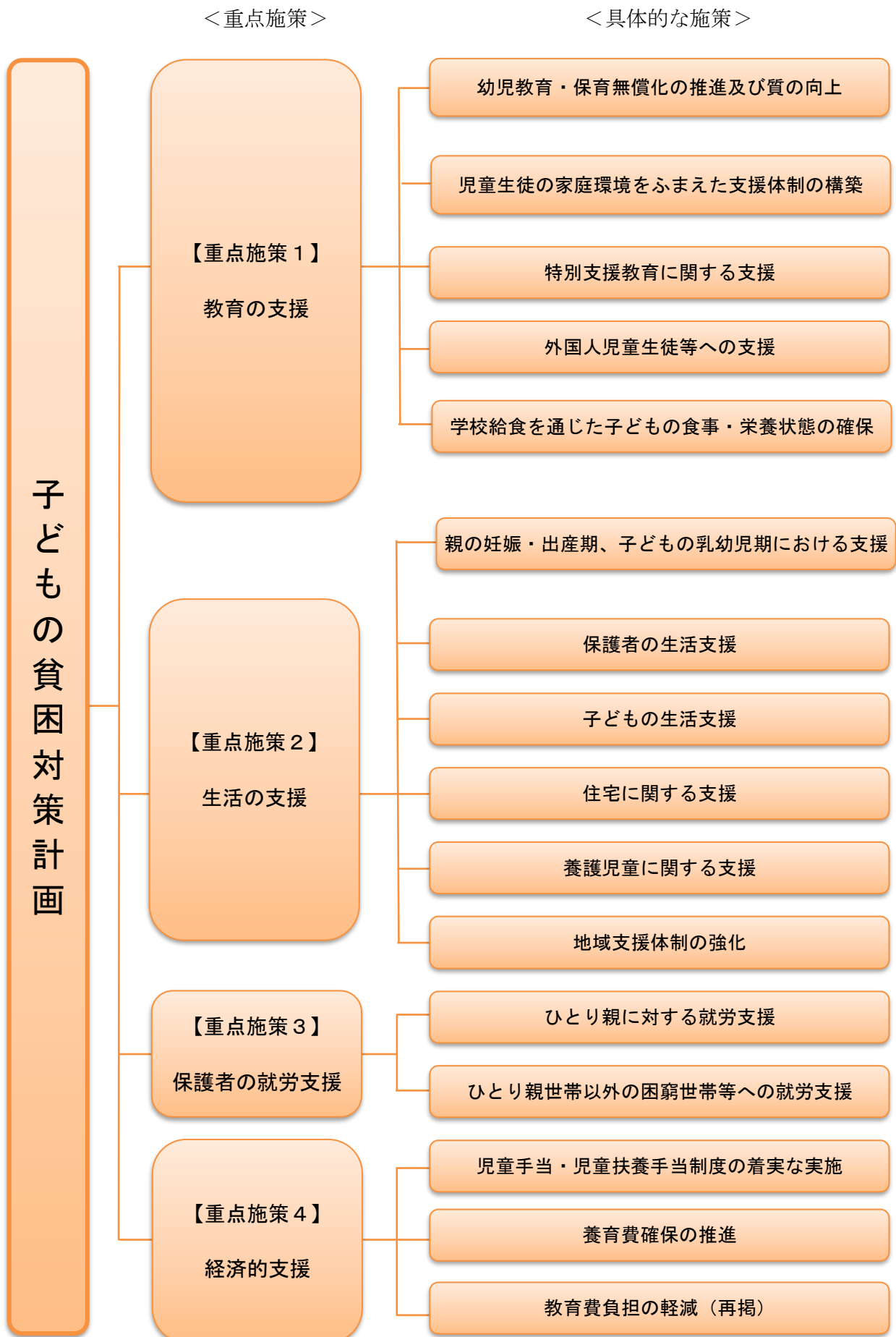
保護者の就労は、世帯の安定的な経済基盤を築き、家族がゆとりを持って接する時間の確保につながります。保護者の働く姿を子どもに示すことで、子どもが労働の価値や意味を学ぶことができ、貧困の連鎖を防止ための教育的意義からも重要であると考えます。

ひとり親のみならず、両親がいる世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、親の状況に応じたきめ細かな就労支援を進めます。

【重点施策4 経済的支援】

経済的支援は、親の健康状態や就労状況に関わらず、世帯の日々の生活を安定させる観点から重要です。生活保護、各種手当等の金銭給付や貸付、現物給付等の直接的な経済支援と併せ、親の働き方や子どもとの関わり方等、子どもの育ちに影響を与える家庭環境も密接に関係することを踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。

3 施策の体系



【重点施策1 教育の支援】

(1) 幼児教育・保育無償化の推進及び質の向上

ア 幼児教育・保育の無償化

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。

全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から国策として進めている幼児教育・保育の無償化と併せ、市独自施策の「教育・保育施設副食費助成事業」を着実に実施します。

イ 幼児教育・保育の質の向上

就学前は、人間としてよりよく生きるための基礎が培われる大切な時期であることから、自立心を育て、人との関わりを大切に、健康な体、環境への探求心、言葉や表現などを育む教育を推進します。

子どもの発達にあわせ、幼児の生活の場である家庭や地域、幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前施設と連携し、計画的で独自性をもつ教育課程としての保育を推進します。

また、就学前の幼児が、小学校生活や学習にスムーズに移行することができるよう、保育所等と小学校双方で接続のためのカリキュラムを作成し実践するとともに、その充実に努めます。

特別な支援を必要とする幼児の望ましい成長を促すため、「療育支援教室」や「幼児ことばの教室」を継続運営し、一人ひとりの障がいや発達に応じた支援に努めます。

(2) 児童生徒の家庭環境をふまえた支援体制の構築

ア スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが機能する体制の構築等

貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の家庭環境を踏まえた指導体制の充実に努めます。

また、様々な理由から不登校となっている児童生徒が教室に戻ることができるよう、適応指導教室を設置し、学力の保障やコミュニケーションの機会を持つなどの支援に、継続的に取り組みます。

このような体制構築を通じて、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童地域対策協議会、放課後児童クラブ、市福祉担当及び教育委員会等の関係機関の連携強化を図ります。

イ 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等のきめ細かな個別指導を推進します。

ウ 支援体制の質の向上

学校における具体的な支援体制を充実させるため、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくために、関連講習の受講や校内研修等を実施します。

(3) 特別支援教育に関する支援

特別な支援を必要とする児童生徒への対応のため、特別支援教育支援員を配置するとともに、家庭や地域、あるいは医療、福祉等関係機関との連携のもとに児童生徒が適切な支援を受けられるよう取り組みます。

また、ことばの構音障害がある児童については、発音指導による改善等を図るため、「ことばの教室」を引き続き設置するとともに、講師による巡回指導を実施します。

さらには、県立花巻清風支援学校遠野分教室と密に連携し、児童生徒の適切な就学支援に努めます。

(4) 外国人児童生徒等への支援

外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等教育への進学、就職が円滑にできる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導及び教科指導の充実を図ります。

(5) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。

学校給食法の目的に則り、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の接種による健康の保持増進に努めます。

【重点施策2 生活の支援】

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

ア 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳幼児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、子育て家庭ヘルパーによる訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行います。

また、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点を継続して運営し、孤立した育児とならないよう支援します。

イ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関の連携のもと妊娠期から出産後まで安定的な生活が営めるよう継続して支援します。

(2) 保護者の生活支援

ア 保護者の自立支援

健康福祉の里に「自立生活相談窓口」を設置し、社会福祉法人に業務を委託することにより、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立生活支援、家計相談及び就労相談等の包括的な支援を行います。

イ 保育等の確保

就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため、幼稚園、保育所及び認定こども園並びに放課後児童健全育成事業を継続して実施するとともに、その質の向上に努めます。

ウ 保護者の育児負担の軽減

子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児については、一時預かり事業、病児等保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を実施することにより、保育所等以外の場所において乳幼児を保育します。

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

(3) 子どもの生活支援

ア 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

自立相談支援事業に繋がっていない生活困窮世帯の子どもが、適切な家庭環境のもと養護されるよう、関係機関と連携し対象世帯の早期把握・支援制度の利用勧奨に努めます。

また、育児と仕事を一手に担うひとり親や様々な問題を抱える家庭など、子どもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくい家庭を考慮し、子どもの基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことができる居場所づくりを推進します。

イ 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭的な環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援します。

また、家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対しても、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。

ウ 食育の推進に関する支援

乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあります。

全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。

(4) 住宅に関する支援

ひとり親世帯等など住宅困窮度の高い子育て世帯については、公営住宅への優先入居が配慮されていることから、対象世帯に必要な情報提供等を行い子育て世帯の居住の安定を支援します。

また、ひとり親を対象とした、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付制度を周知し、住宅支援を引き続き実施します。

(5) 養護児童に関する支援

施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する措置解除後の一定期間は、児童相談所及び地域の関係機関と連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等を実施します。

(6) 地域支援体制の強化

子ども家庭総合支援拠点において、関係機関と課題を共有しながら、子どもや子育て家庭の福祉に関する支援体制を充実・強化します。

【重点施策3 保護者の就労支援】

(1) ひとり親に対する就労支援

ア ひとり親家庭の親への就労支援

就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

イ ひとり親家庭の親の仕事と家庭の両立

ひとり親家庭等日常生活支援事業による家庭生活支援員の派遣、未就学児童の保育等サービス、子育て短期支援事業等、親の仕事と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子供を養育することが困難となった場合に活用可能な支援を推進します。（再掲）

ウ ひとり親家庭の親の学びの支援

ひとり親家庭の親が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を継続して実施します。

(2) ひとり親世帯以外の困窮世帯等への就労支援

ひとり親世帯以外でも、様々な問題により低所得で生活が困難な状態にある子育て世帯の就労支援については、健康福祉の里に設置した「自立生活相談窓口」及び関係機関が連携し、保護者の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

【重点施策4 経済的支援】

(1) 児童手当・児童扶養手当等給付制度の推進

児童手当に基づき、児童手当の支給を着実に実施します。

また、児童扶養手当については、児童扶養手当法及び同施行令改正により、多子加算額の倍増、全部支給所得制限限度額の引き上げ、年6回支払の見直しがされたことから、関係事務の円滑な履行に努めます。

(2) 養育費確保の推進

養育費に関する制度を確実に把握し、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性や法制度について理解を促すとともに、弁護士や関係機関へのつなぎを円滑に行えるよう努めます。

(3) 教育費負担の軽減

ア 就学支援の充実

経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等の就学援助を行うとともに、経済的な事由により修学が困難と認められる優秀な学生に対し、就学資金を貸与します。

イ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないように、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続し実施します。

ウ 就学援助等を必要とする世帯への周知

就学援助等が必要な世帯に制度が活用されるよう、きめ細かな周知・広報等に努めます。

4 主な指標

子どもの貧困対策を推進していく上で、次のとおり指標を設定し、その達成に向けて取り組んでいきます。

重点施策	指標内容	直近値 (H30アンケート)	目標値 (R 6年度)
教育の支援	小中学校保護者におけるスクールソーシャルワーカーの認知割合	53.2%	100%
	ひとり親世帯の子どもの高等学校卒業後の進学率	41.7%	45.0%以上
生活の支援	乳児・産婦家庭訪問実施率	100%	100%
	毎日朝食を食べる子どもの割合	91.1%	100%
	祖父母等と同居していないひとり親世帯の保育所等利用率	100%	100%
	子どもの基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供を行う居場所の数	4カ所	7カ所
保護者の就労支援	ひとり親世帯の正規雇用割合（父親）	69.0%	75.0%以上
	ひとり親世帯の正規雇用割合（母親）	42.5%	45.0%以上
	就労を理由とするひとり親世帯の保育所等利用率	100%	100%
経済的支援	就学援助制度の認知割合	82.0%	100%
	ひとり親世帯に対する融資制度の認知割合	64.4%	100%

5 子どもの貧困対策関連状況

(1) 背景

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することの無いよう、必要な整備環境と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策を推進するため、国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下、「法」という。）を制定し、同年8月には法第8条の規定による「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月閣議決定。以下、「大綱」という。）を策定しました。

また、岩手県においても、一人ひとりの子どもを健やかに育むことができる社会の実現に寄与するため、平成27年4月に「いわての子どもを健やかに育む条例」（平成27年岩手県条例第30号）を制定、平成28年3月には「いわて子どもの貧困対策推進計画」を策定し、各種取組を推進しています。

法制定から5年を経過した令和元年6月には法が一部改正され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人ひとりが夢と希望を持つことができるよう、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても、これまで以上に効果的な子どもの貧困対策を推進することとし、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることを基本理念に明記するとともに、市町村においても、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

同年11月には、改正後の法を踏まえた新たな大綱が策定され、子どもの貧困対策に関する基本的な方針、指標、重点施策、調査研究及び施策の推進体制等が示されています。

このような動向を踏まえ、本市においては「第2次遠野市少子化対策・子ども・子育て支援総合計画（通称：第2次遠野わらすっこプラン）」に、子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を包含する形で位置付け、遠野の宝である“わらすっこの笑顔”を現在から将来にわたり守り続けるための基本指針と具体的な施策等について定めるものとします。

(2) 子どもの生活実態調査の概要

法の一部改正を受け、岩手県において「いわて子どもの貧困対策推進計画」を見直しするにあたり、子どもの生活実態、保護者の就業収入状況、子育て支援施策の利用意向を把握し、実態を踏まえた具体的な取組等の検討を行うための基礎データを得るため、平成30年度に「岩手県子どもの生活実態調査」を実施しました。

調査対象者は、小学5年生、中学2年生の「児童生徒」及びその「保護者」全てと、就学援助制度利用世帯等の「保護者」全てであり、この調査結果から、遠野市における子どもの生活実態について収入階層別、世帯類型別により比較しました。

収入階層別については、調査の回答を、平成29年世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値により、「中央値（1,625,000円）以上」、「中央値未満（中央値の1/2（812,500円）以上、中央値未満）」、「中央値の1/2未満」の3階層に分類し、世帯類型は、「両親のいる世帯」、「ひとり親」の2類型により集計しました。

【調査対象者】

区分	人数	備考
小学5年生	188	
小学5年生の保護者	168	就学援助制度利用世帯等20人を除く
中学2年生	212	
中学2年生の保護者	178	就学援助制度利用世帯等34人を除く
就学援助制度利用世帯等	197	小学5年生、中学2年生の保護者を含む
計	943	親：543人、子：400人

【回答数及び回答率】

区分	人数	回答率
親	509	93.7%
子	347	86.7%
計	856	90.7%

【収入階層区分】

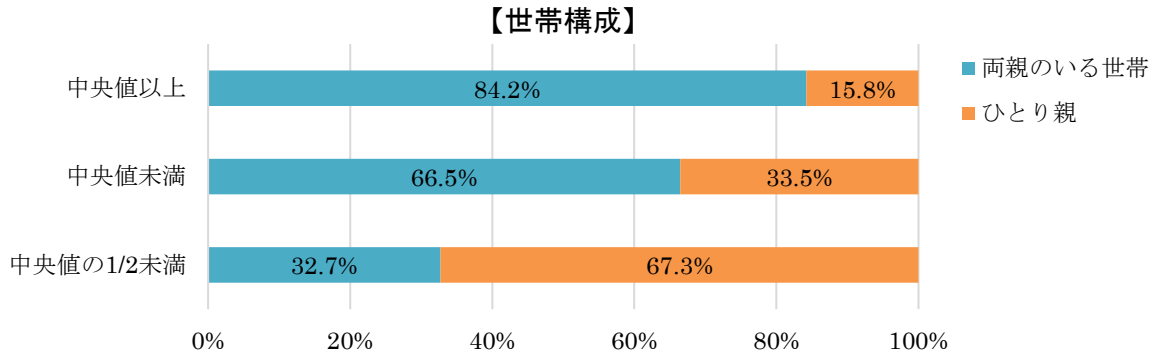
階層	値	備考
中央値以上	1,625,000円以上	444世帯（ただし、調査回答の世帯年収及び世帯構成の記載に不備がある世帯を除く。）
中央値未満	812,500円以上1,625,000円未満	
中央値の1/2未満	812,500円未満	

【世帯類型】

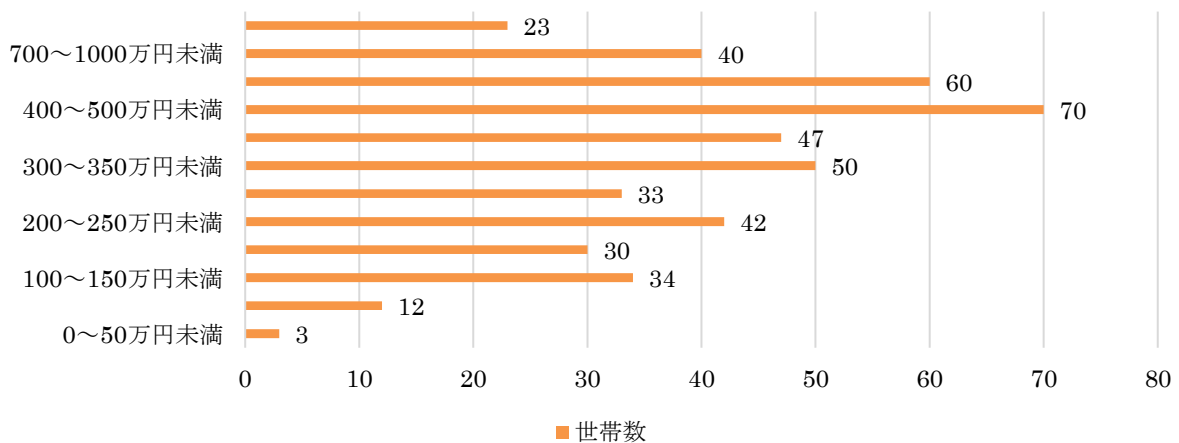
階層	内容
両親のいる世帯	ひとり親以外の世帯
ひとり親	母子、父子世帯（祖父母等と子どものみの世帯を含む）

ア 世帯構成

中央値以上の世帯では8割以上が両親のいる世帯であるのに対し、中央値の1/2未満世帯では、「ひとり親」が6割を占めています。

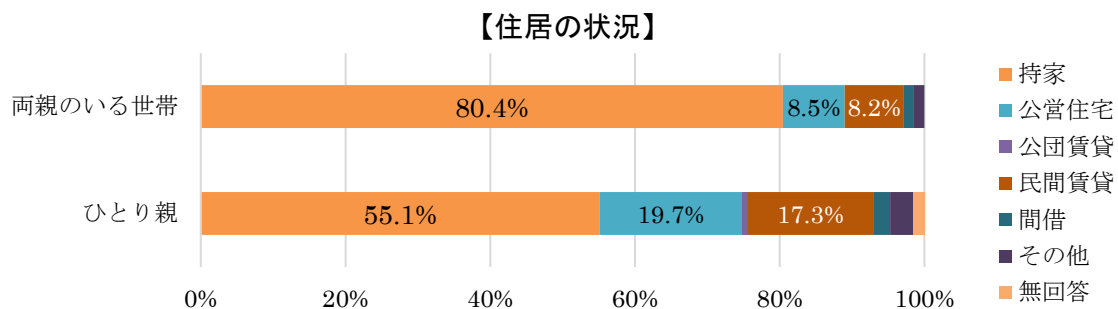


【年収別世帯数（参考）】



イ 住居の状況

両親のいる世帯の8割が「持家」であるのに対し、ひとり親世帯の持家率は5割程度となっている一方、「公営住宅」や「民間賃貸」等の賃貸住宅の割合は、ひとり親世帯のほうが2倍以上高くなっています。

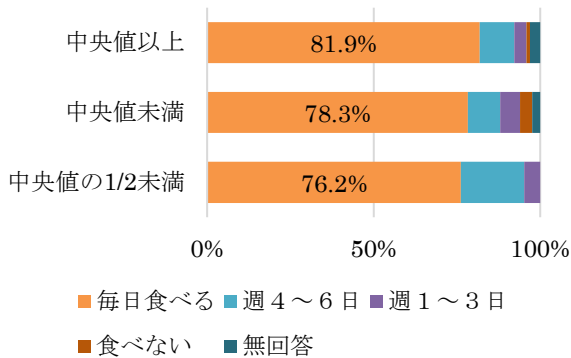


ウ 子どもの食事

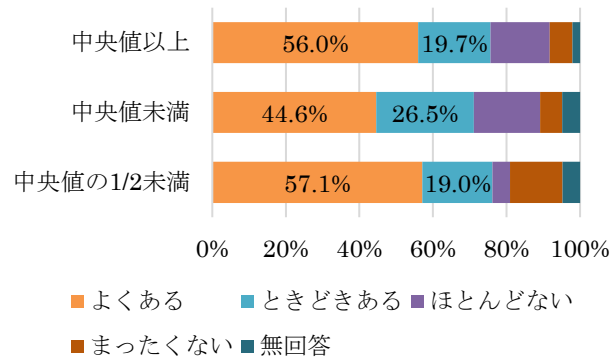
中央値以上世帯の8割以上が朝食を「毎日食べる」と回答しているのに対し、収入が低い階層は7割台にとどまっています。

大人の家族と一緒に食べるかについては、全県では中央値以上の世帯がその割合が高い傾向となっていますが、市においては収入階層に比例する傾向とはなりません。

【子どもの朝食の状況】



【大人の家族と朝食を一緒に食べる】

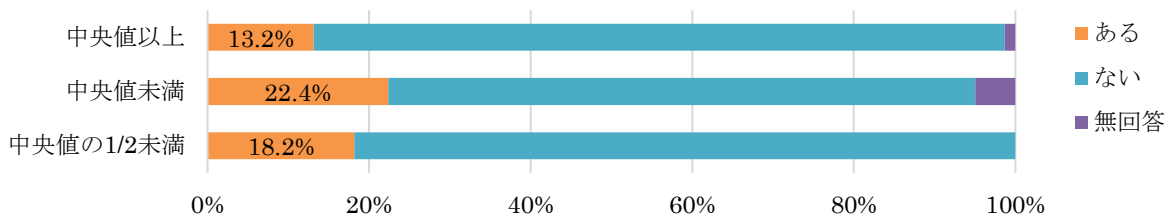


エ 子どもの健康状態

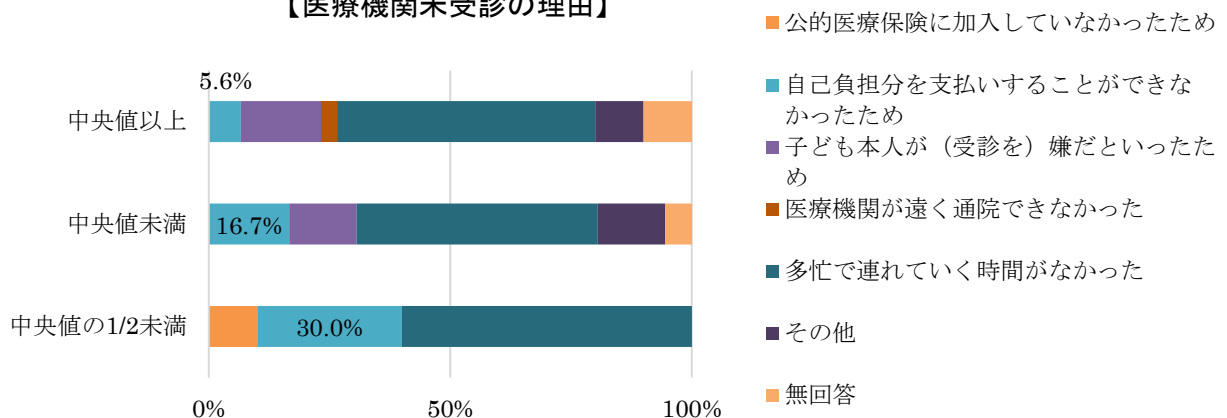
過去1年間に子どもを受診させた方が良かったと思っただが、受診させなかった経験の有無については、中央値未満及び中央値の1/2未満の約2割が「ある」と回答しています。

受診させなかった理由は、「多忙で医療機関に連れていく時間がなかったため」が最も割合が高いですが、収入が低い世帯ほど「自己負担分を支払うことができなかったため」と回答した割合が高くなっています。

【過去1年間の医療機関未受診の有無】

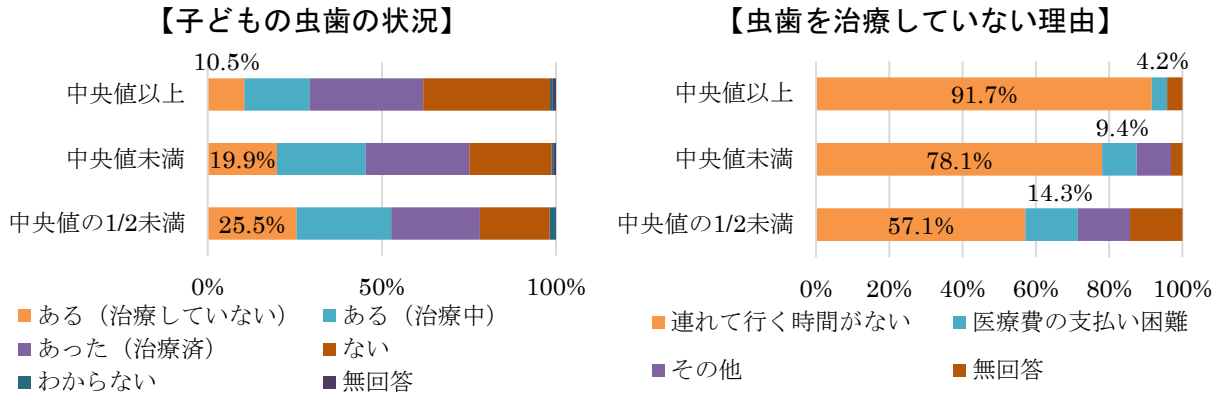


【医療機関未受診の理由】



子どもの虫歯の状況では、中央値以上の世帯に比較し、収入が低い階層で「ある（治療していない）」と回答した割合が高くなっています。

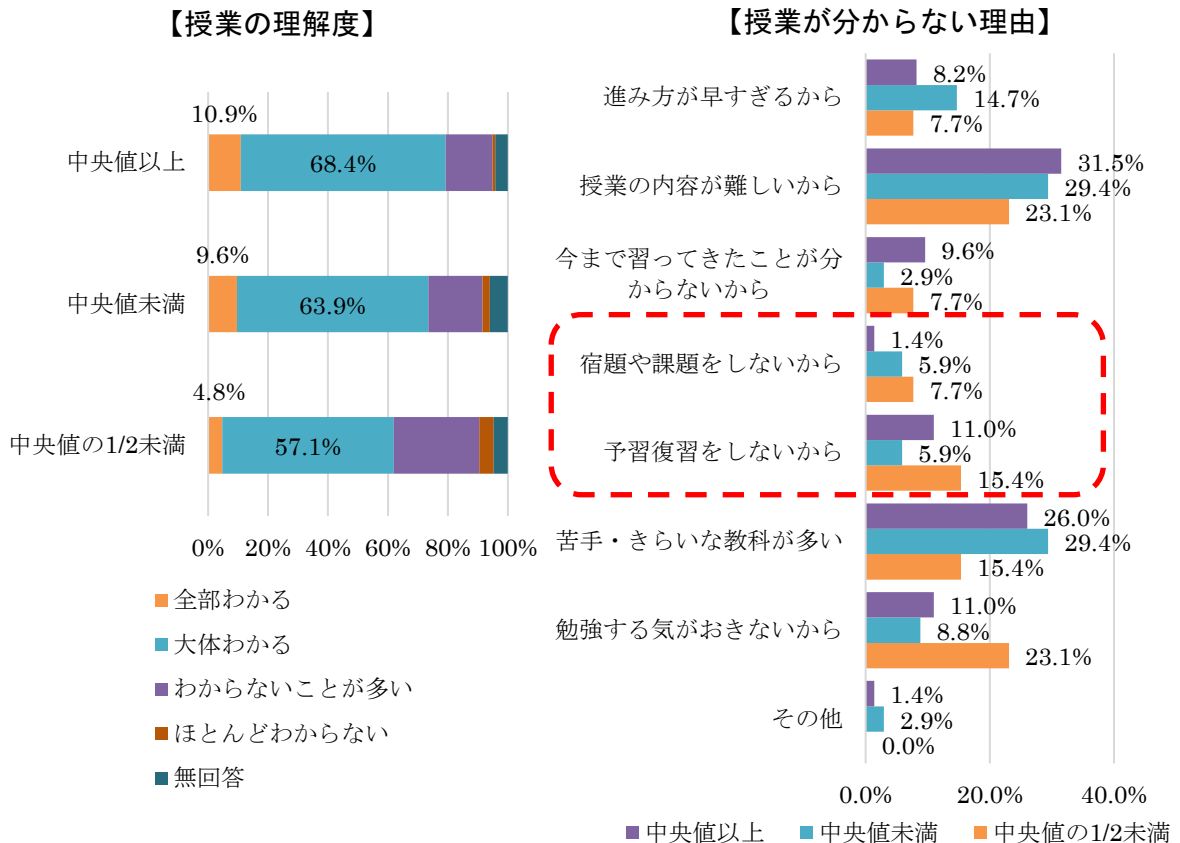
虫歯を治療していない理由は、「連れていく時間がない」と回答した割合が最も高いですが、「医療費の支払い困難」と回答した割合は、収入が低い階層ほど高くなっています。



オ 学校生活の状況

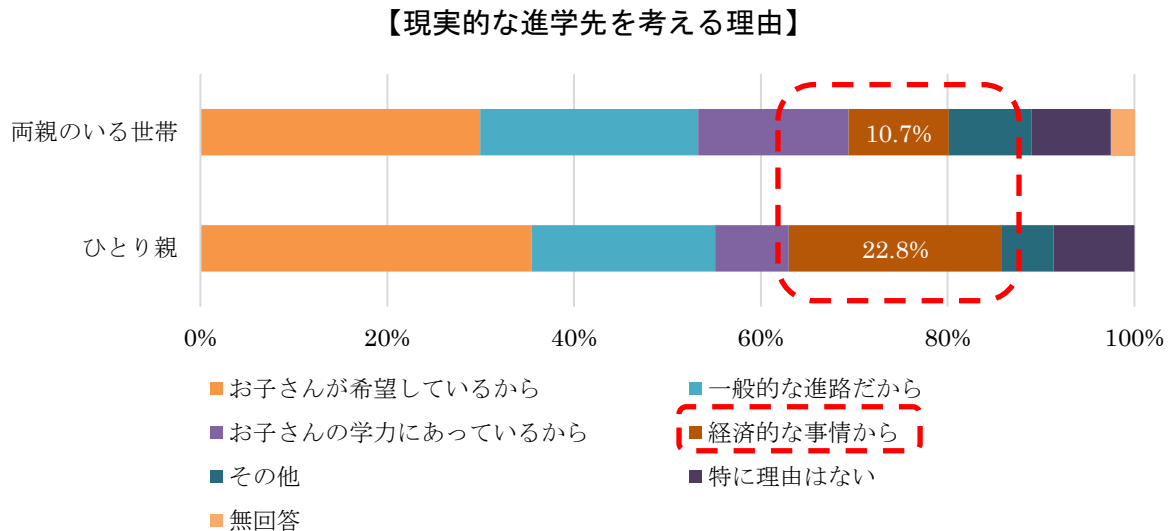
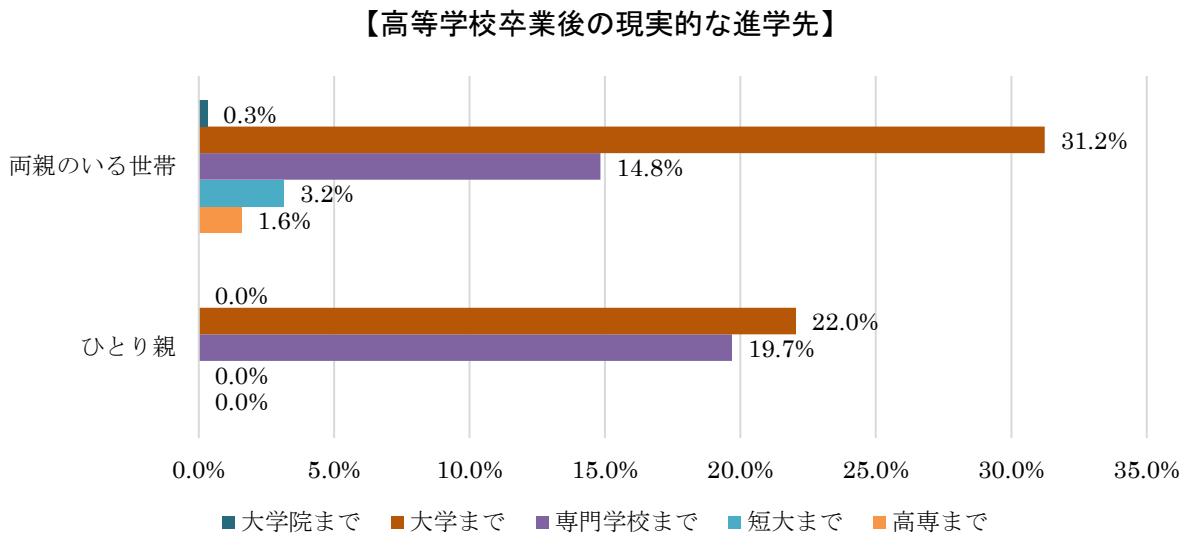
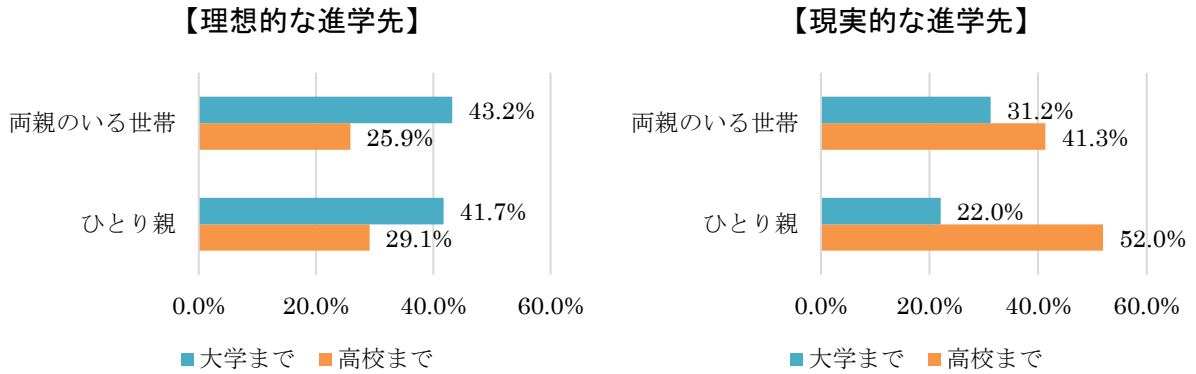
中央値以上の子どもに比較し、収入が低い階層では、子どもの授業の理解度が低い傾向が見られます。

授業が分からない理由（複数回答）では、収入が低い階層の子どもにおいて、家庭学習の不足に係る項目（「宿題や課題をしないから」、「予習復習をしていないから」）を選択した割合が中央値以上の子どもより高くなっています。



進学先のうち「大学まで」及び「高校まで」に着目すると、両親のいる世帯、ひとり親世帯のいずれも約4割が理想的には「大学まで」進んでほしいと回答していますが、現実的には、ひとり親世帯の大学進学割合が大幅に低くなる傾向が見られます。

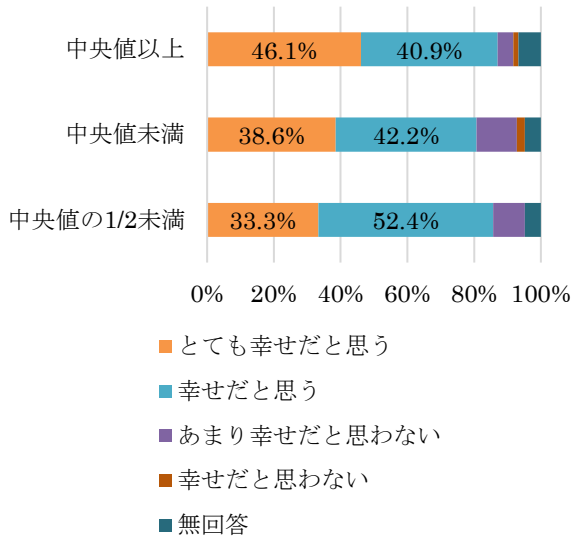
現実的な進学先を考える理由として、「経済的な事情から」と回答しているのは、ひとり親世帯の割合が高くなっています。



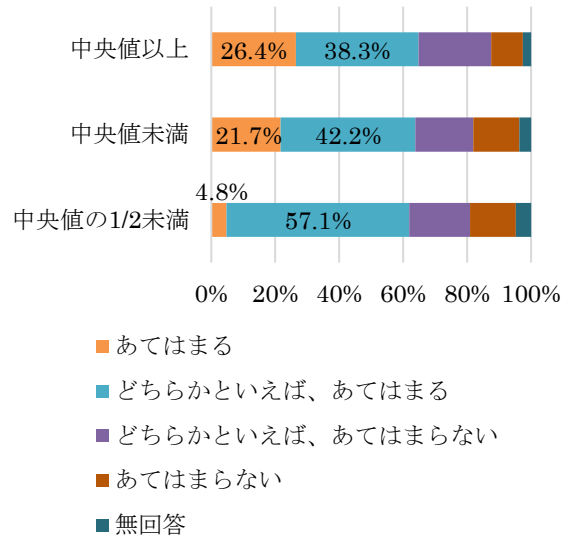
カ 子ども自身の状況

中央値以上の子どもに比較し、収入が低い階層では、幸福感、自己肯定感が低い傾向が見られます。

【子ども自身の幸福度】



【自分のことが好きだ】

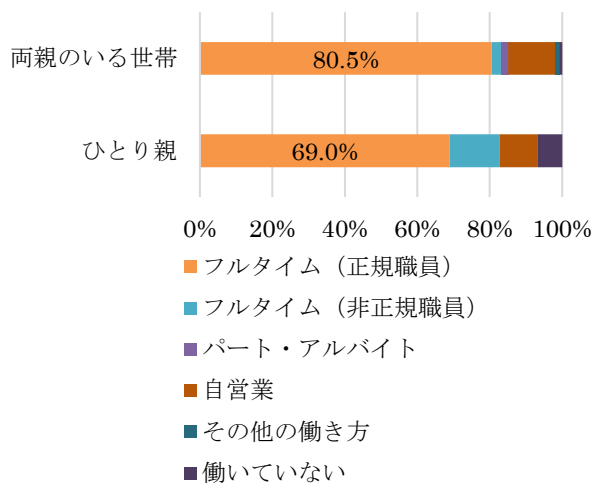


キ 親の就労状況

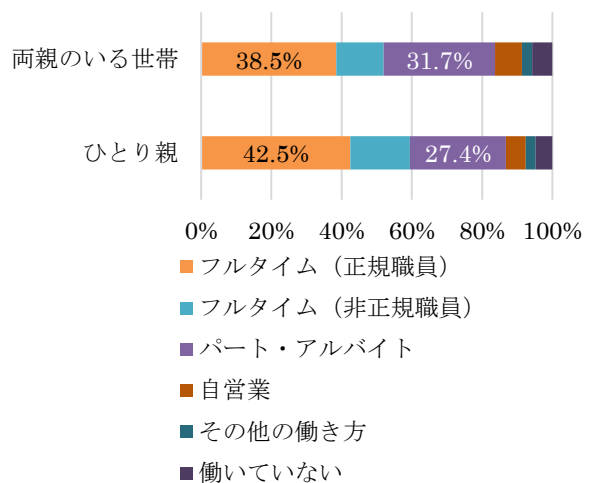
母親は、父親よりも「フルタイム（正規職員）」の割合が低く、「パート・アルバイト」の割合が高い傾向が見られます。

「フルタイム（正規職員）」の割合は、両親のいる世帯では父親が高く、ひとり親世帯では母親が高くなっています。

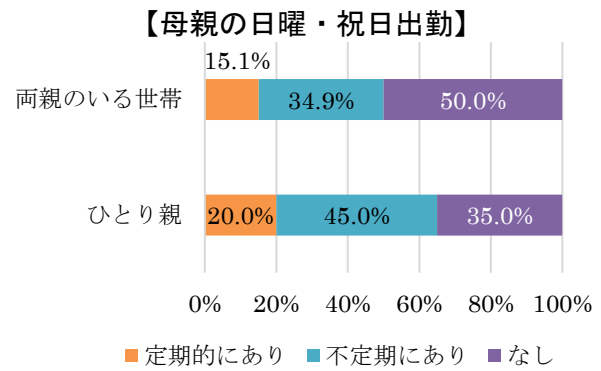
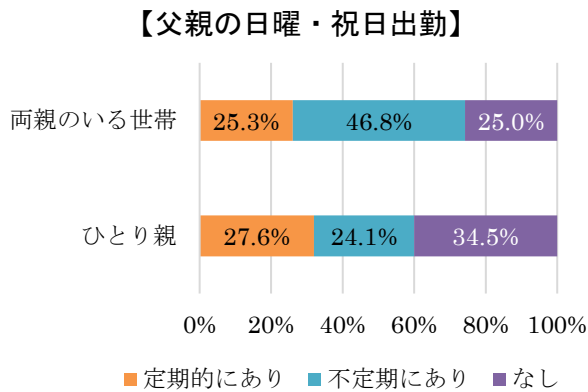
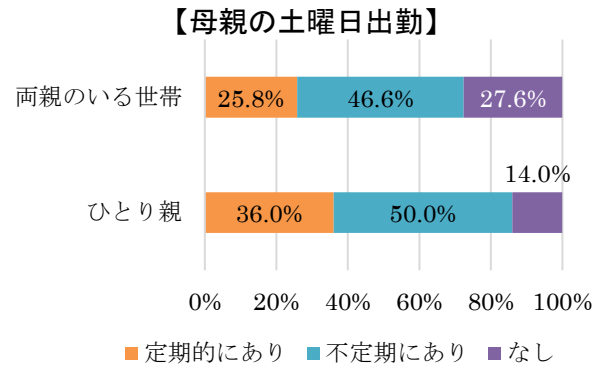
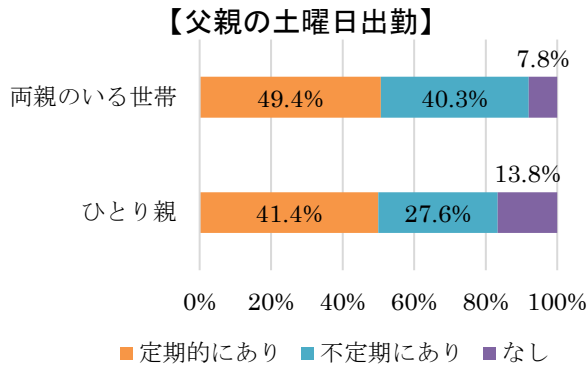
【父親の就労状況】



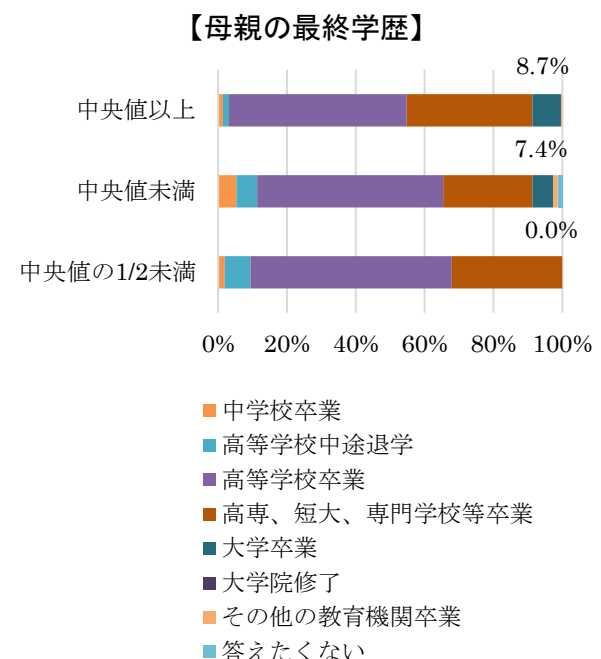
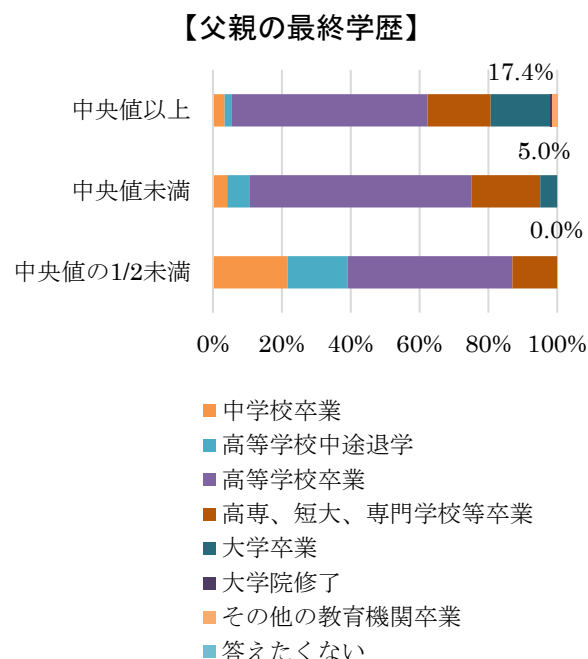
【母親の就労状況】



土曜日、日曜・祝日の勤務状況では、ひとり親世帯において「定期的にある」と回答した割合が高くなっています。



父親、母親ともに、中央値以上に比較し、収入の低い階層では、最終学歴が「大学卒業」以上の割合が低くなっています。



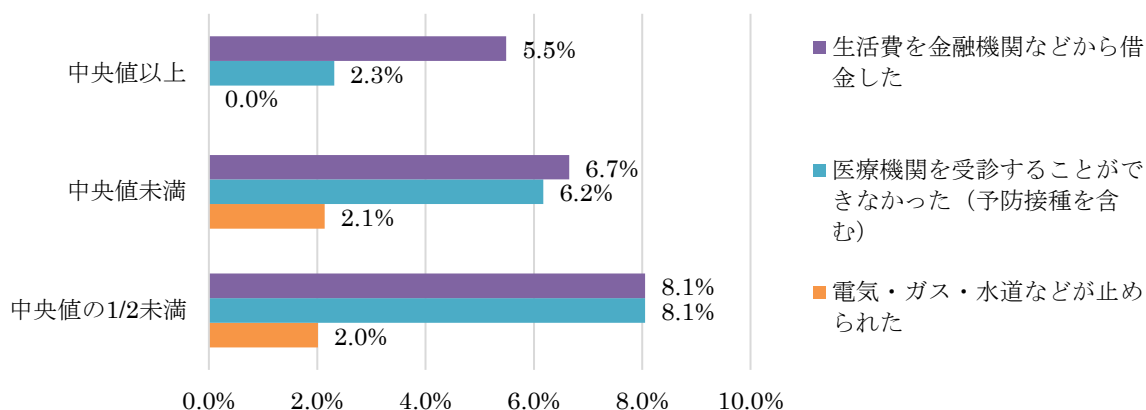
- 中学校卒業
- 高等学校中途退学
- 高等学校卒業
- 高専、短大、専門学校等卒業
- 大学卒業
- 大学院修了
- その他の教育機関卒業
- 答えたくない

- 中学校卒業
- 高等学校中途退学
- 高等学校卒業
- 高専、短大、専門学校等卒業
- 大学卒業
- 大学院修了
- その他の教育機関卒業
- 答えたくない

ク 世帯の生活状況

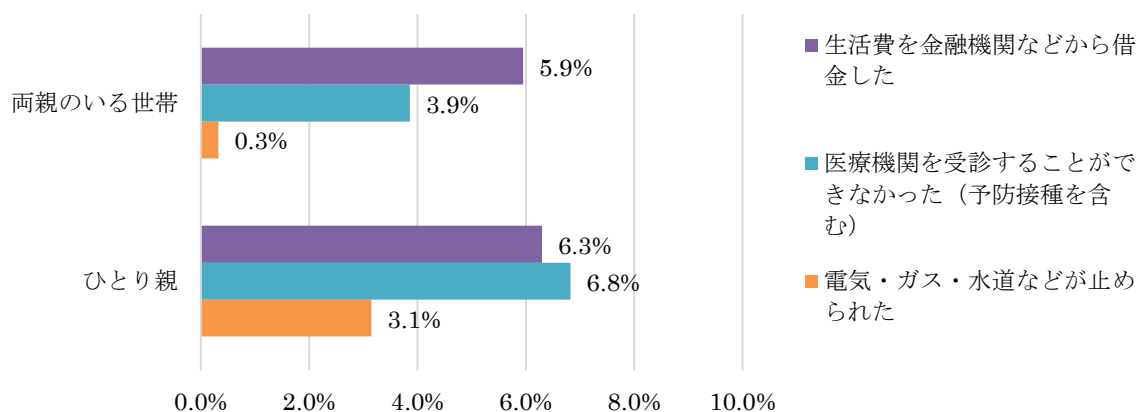
経済的な理由による経験（複数回答）では、中央値以上に比較し、収入が低い階層において、「電気・ガス・水道などが止められた」、「医療機関を受診することができなかった（予防接種を含む）」など、生活への影響が大きい項目を選択した割合が高い傾向が見られます。

【経済的理由による経験（収入階層別）】



これを世帯類型別で分析すると、両親のいる世帯に比較し、ひとり親世帯において、これらの項目を選択した割合が高くなっています。

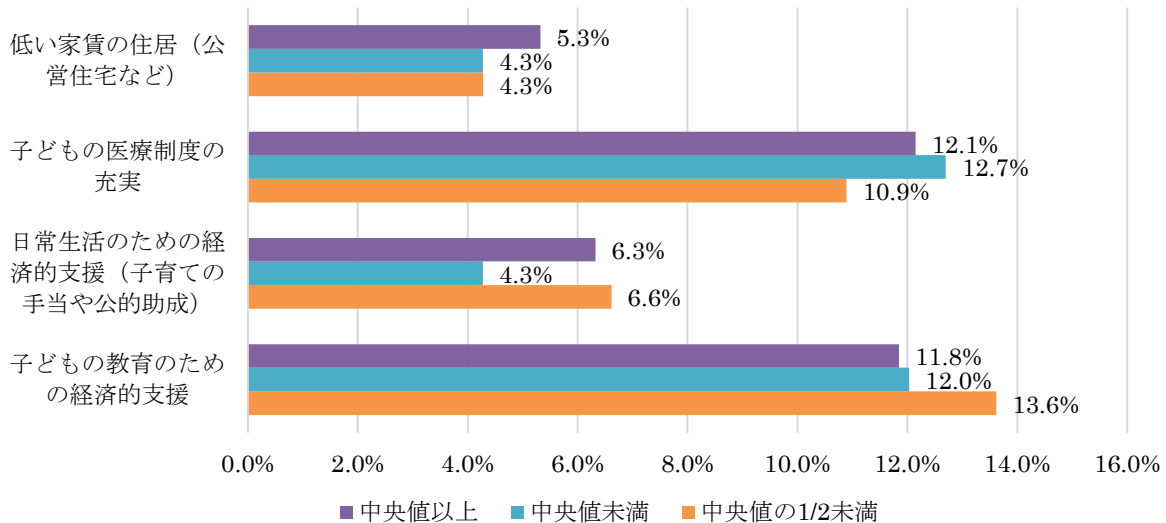
【経済的理由による経験（世帯類型別）】



ケ 支援の利用状況・ニーズの状況

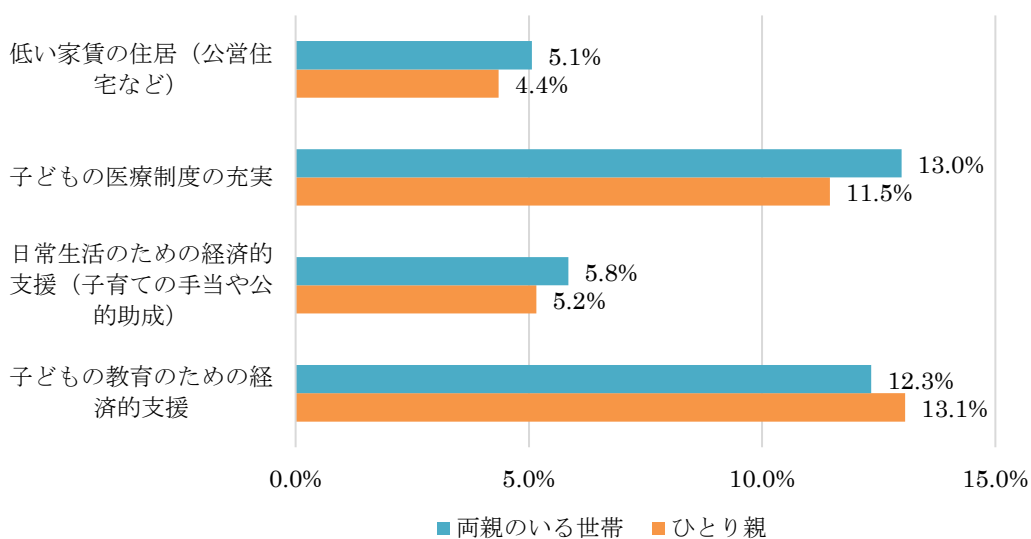
子育て支援の充実に対するニーズ（複数回答）では、中央値以上に比較し、収入の低い世帯は、「日常生活のための経済的支援」などの、生活支援の充実に対するニーズが高くなっていますが、「子どもの医療制度の充実」は、収入の高い世帯の割合が高い傾向となっています。

【支援の利用状況・ニーズ（収入階層別）】



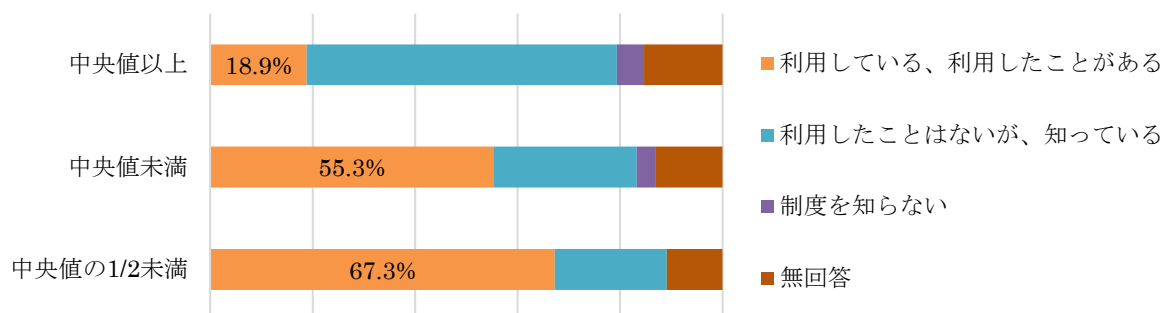
これを世帯類型別で見ると、全県では、ひとり親世帯において生活支援の充実に対するニーズが高い傾向にありますが、遠野市では両親のいる世帯と比較しても、顕著な差は見られませんでした。

【支援の利用状況・ニーズ（世帯類型別）】



公的支援制度について、「就学援助」のように収入階層の低い世帯が「利用している」割合が高い制度がある一方で、「知らない」と回答した割合が高い制度も見られます。

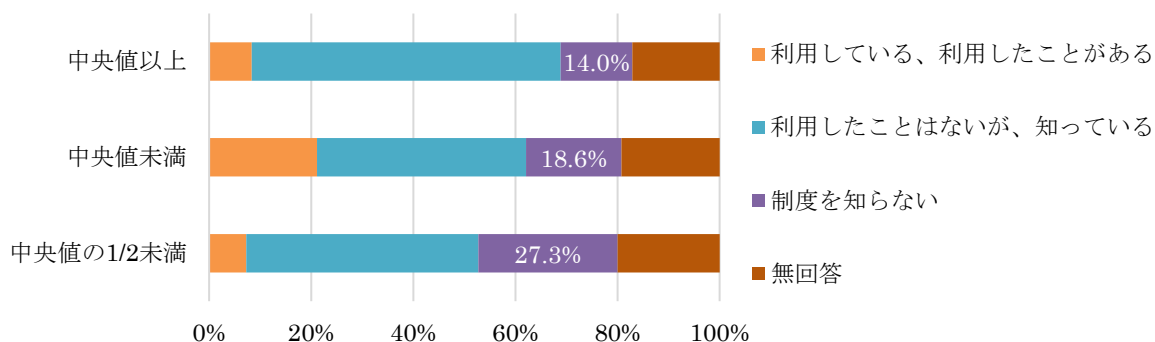
【就学援助】



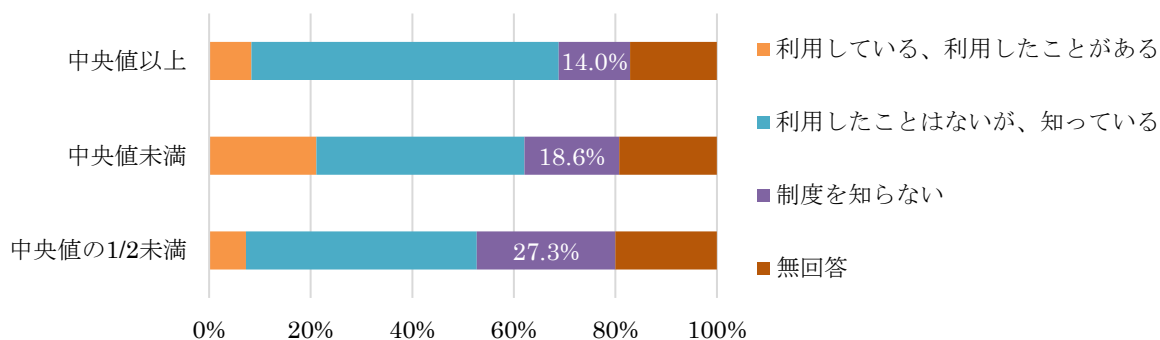
【スクールソーシャルワーカー】



【（お子さんの兄弟姉妹の）奨学給付金】



【母子父子寡婦福祉資金貸付金、生活福祉資金貸付金】



子どものしつけや発達に関する相談相手（複数回答）では、「民生委員・児童委員」や「保健センターや市町村の窓口」など、公的な相談窓口を選択した割合が低い傾向となっています。お金の相談・家計管理では、収入階層の低い世帯ほど「相談できる人はいない」と回答しています。

項目	子どものしつけや発達について			お金の相談・家計管理		
	中央値の1/2未満	中央値未満	中央値以上	中央値の1/2未満	中央値未満	中央値以上
自分の親や配偶者・パートナーの親	41.0%	42.2%	39.0%	48.5%	60.6%	68.2%
兄弟や親戚	17.0%	12.2%	14.8%	24.2%	11.4%	12.3%
友人、知人や同僚	23.0%	23.1%	24.8%	1.5%	7.8%	6.1%
民生委員・児童委員	0.0%	0.3%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
学校の先生	13.0%	12.6%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%
放課後児童クラブの指導員	0.0%	2.4%	0.2%	0.0%	0.0%	0.4%
保健センターや市の窓口	4.0%	1.0%	0.8%	1.5%	0.5%	0.0%
社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関	1.0%	0.3%	0.0%	3.0%	2.1%	0.0%
その他	0.0%	0.3%	1.7%	0.0%	0.5%	2.9%
相談できる人はいない	1.0%	3.7%	1.1%	19.7%	15.5%	6.5%
無回答	0.0%	1.7%	1.7%	1.5%	1.6%	3.6%

収入に関わらず、約半数の子どもが、子ども食堂に「行きたい」と回答しています。

「行きたい」と回答した子どものうち、約8割が「住んでいる学区内」にあれば利用したいと回答しています。

